阪 神 間 都 市 計 画

(芦屋国際文化住宅都市建設計画)

地区計画の概要

(翠ヶ丘町地区地区計画)

当初決定 平成 2 1 年 2 月 2 5 日 最終決定 平成 2 5 年 6 月 1 8 日

計画書

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定) 都市計画翠ケ丘町地区地区計画を次のように変更する。

名称		翠ケ丘町地区地区計画		
	位置	芦屋市翠ケ丘町の一部		
	面積	約26.6ha		
	地区計画の目標	本地区は、JR芦屋駅の北東部、西宮市と隣接して位置し、戸建て住宅とマンション等が隣接しながらも、緑ゆたかで閑静な住みよい住環境を維持してきた。		
		阪神・淡路大震災以降,中高層の集合住宅の建設が進むとともに,山手幹線の整備に伴い,沿道において建設される建築物等により,住環境の急変が予想される。		
区域の		本地区計画は、現在の閑静で住みよい低層住宅を中心とした住環境を保全・育成するとともに、山手幹線沿道においては、大規模な店舗の立地を抑制することで、背後の戸建て住宅地区に配慮した土地利用を図り、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。さらに、現在、中低層のマンション等が立地する区域では、周辺との住環境や景観等の調和を図るとともに、まとまりのある緑ゆたかな市街地の形成を図ることを目標とする。		
整備	土地利用の方針	本地区は、緑豊かで良好な市街地の形成を図るため、緑化に努めるとともに、次のように土地利用を誘導する。		
•		1 A地区においては,建築物の高さの混在を防止するため,低層住宅を主体とする地区とし,現在の住みよい住環境に配慮した秩序ある土地利用を図る。		
開発		2 B地区においては、大規模な店舗等の立地を抑制し、隣接する戸建て住宅地区 の住環境に配慮した秩序ある土地利用を図る。		
及 び		3 C地区においては、中低層のマンション等を主体とする地区とし、緑ゆたかな 街並みや景観等に配慮した秩序ある土地利用を図る。		
保全	地区施設の整備の 方針	既存の道路,公園等の地区施設は,安全で安心な環境を守るため,その機能と目 的が損なわれないよう維持・保全に努める。		
に関する	建築物等の整備の方針	1 A地区(戸建て住宅地区) 低層住宅を中心とする良好な住環境を維持・保全するとともに、街並みの形成 を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限 度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、併 せて緑化の推進を図る。		
方		2 B地区(山手幹線沿道地区)		
針		落ち着きのある沿道景観や街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、併せて緑化の推進を図る。 3 C地区(中低層住宅地区)		
		中低層マンション等における良好な住環境を維持・保全するとともに、緑ゆたかな街並みや景観等の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。		

	地区整備計画を 定める区域			計画図表示のとおり		
	地区整備計画の 区域面積			約26.6ha		
		細地区	名称	A地区 (戸建て住宅地区)	B地区 (山手幹線沿道地区)	C地区 (中低層住宅地区)
		分の	面積	約13.1ha	約4.5ha	約9.0ha
		建築物	等の	次に掲げる建築物は、建築して	はならない。	
		用途の制限		店舗,飲食店その他これらに類する用途に供するもので,その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの。 ただし,この地区計画の決定告示の際,現に存するものについてはこの限りでな		
				い。 1 敷地面積が2,000㎡未満	の動揺な公割する担合け	1 2 0 ㎡ レナス ただし
		地面積の最低限度		この地区計画の決定告示の際、現に存するものについては、この限りでない。 2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、緩和することができる。		
				(1) 敷地を分割する際、分割後の敷地のうち止むを得ず敷地面積の最低限度を満		
				たせない場合は、1敷地に限り		-
				(2) 500㎡未満の敷地を分割する際, 既設道路に6.1 m以上接する区画の場		
				合は、110㎡を限度に緩和することができる。 3 敷地面積が2,000㎡以上の敷地を分割する場合は、150㎡とする。		
		建築物	生の	1 建築物の最高部(当該建築	1 建築物の最高部(当	·
		高さの		物の階段室、昇降機塔、装飾		、屋窓その他これらに類
+#1	建	限度		塔、物見塔、屋窓その他これ		棟飾、防火壁の屋上突出
区				らに類する屋上部分を含み、		する屋上突出部を含まな
地区整備計	建築物			棟飾,防火壁の屋上突出部そ	い。以下同じ。)まで	の高さは15mとする。
	等に			の他これらに類する屋上突出		
画	関			部を含まない。以下同じ。)ま		
	する			での高さは10mとする。た		
	関する事項			だし、敷地面積が500㎡以		
	項			上の場合は12mとする。 2 次に掲げる要件のいずれに	9 次に切げる亜件の1	 いずれにも適合するもの
				2 次に掲げる安件のいりれた も適合するものについては、	2 次に掲りる安件ので については、前項は通	,
				前項は適用しない。	(こ グゲーでは、 門が気がみ返	型川 しない。
				(1) この地区計画の決定告示	(1) この地区計画の決	・ ・ ・ ・ 定告示の際,現に存する
				の際、現に存する建築物の高	建築物の高さ又は現り	こ建築の工事中の建築物
				さ又は現に建築の工事中の建	の計画最高高さが1	ō mを超える場合であっ
				築物の計画最高高さが敷地面	て,当該敷地を一の敷	地として再度新築するも
				積500㎡未満の場合は10	\mathcal{O}_{\circ}	
				m, 敷地面積500㎡以上の		
				場合は12mを超える場合で	(1) - 194 tot	
				あって、当該敷地を一の敷地		かり 1以上の空地(緑地を
				として再度新築するもの。	含む。)を道路に面し	て有するもの。
				(2) 敷地面積の10分の1以 上の空地(緑地を含む。)を道	 3 前項に該当する場合	 の最高限度は,既に存す
				上の空地(緑地を含む。)を追路に面して有するもの。		現に建築の工事中の建築
				3 前項に該当する場合の最高	物の計画高さとする。	ルローベル・ハーナー・ソ左木
				限度は、既に存する建築物の		
				高さ又は現に建築の工事中の		
				建築物の計画高さとする。		

壁面の位置の制限

隣地境界線から建築物の外壁 の面までの距離の最低限度は、 次のとおりとする。

- 1 敷地面積が 2 5 0 ㎡以上 5 0 0 ㎡未満の場合は 1 mとする。
- 2 敷地面積が500m²以上の 場合
 - (1) 建築物の最高部までの高さが10m以下の場合は1.5mとする。
 - (2) 建築物の最高部までの高さが10mを超える場合は2mとする。ただし、壁面後退を2mとすることにより、建築基準法等で定められた建ペい率を確保できない場合は1.5mまで緩和することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当 する場合は、前2項は適用し ない。
 - (1) 前2項の限度に満たない 距離にある建築物の外壁又は これに代わる柱の中心線の長 さの合計が3m以下であるこ
 - (2) 前2項の限度に満たない 距離にある建築物が、物置そ の他これに類する用途に供す る建築物で、軒の高さが2. 3 m以下であり、かつ、この 限度に満たない距離にある部 分の床面積の合計が5 ㎡以内 であること。
- 4 5戸以上又は敷地面積が5 00㎡以上の集合住宅及び1 3戸以上の単身者共同住宅に おいて,道路に直接面するに を有する居室がない住戸は 各住戸の居室のうち,一以上 は窓先空地(居室のの外側に設置 室のバルコニーの外側に設置 室のバルコニーの外側に設け る避難上有効な空地で,幅及 び奥行がそれぞれ2m以上の もの。)を設けるとともに,窓 先空地から道路,公園,広場 その他これらに類するものま で,幅1.5m以上の屋外通 路を設けること。

隣地境界線から建築物の外壁の面までの距離 の最低限度は、次のとおりとする。

- 1 敷地面積が 2 5 0 m 以上 5 0 0 m 未満の場合 は 1 m とする。
- 2 敷地面積が500m²以上の場合は1.5mとする。
- 3 建築物の最高部までの高さが12mを超える場合は2mとする。ただし、壁面後退を2mとすることにより、建築基準法等で定められた建ペい率を確保できない場合は1.5mまで緩和することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は,前3 項は適用しない。
 - (1) 前3項の限度に満たない距離にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - (2) 前3項の限度に満たない距離にある建築物が,物置その他これに類する用途に供する建築物で,軒の高さが2.3m以下であり,かつ,この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。
- 5 5戸以上又は敷地面積が500㎡以上の集合住宅及び13戸以上の単身者共同住宅において,道路に直接面する窓を有する居室がない住戸は,各住戸の居室のうち,一以上は窓先空地(居室の窓又は居室のバルコニーの外側に設ける避難上有効な空地で,幅及び奥行がそれぞれ2m以上のもの。)を設けるとともに,窓先空地から道路,公園,広場その他これらに類するものまで,幅1.5m以上の屋外通路を設けること。

	緑化率の最 低限度 建築物等の 形態又は色	2 建築物の屋根及び外壁の色彩等は、周辺環境と調和		1 敷地面積が500 ㎡以上の場合は2 0%とする。(屋上緑 化及び壁面緑化を除 く。) 2 道路境界線から1 m以内の部分には,通 路部分を除き緑化施設 を設けるものとする。
	彩その他の意匠の制限	2 屋外広告物の表示面積の合計は1㎡以下,3枚以下とし,高さは3m以下とする。	2 屋外広告物の表 示面積の合計は5 ㎡以下,3枚以下と し,高さは5m以下 とする。	2 屋外広告物の表示 面積の合計は1㎡以 下,3枚以下とし,高 さは3m以下とする。

